

児童養護施設藤崎台童園 令和4年度事業計画

児童養護施設藤崎台童園は、施設運営の基本理念として、次のような理念を掲げ、運営を行っています。

[施設運営の基本理念]

- ① 子どもたちの最善の利益を基本として養護を行います。
- ② 子どもたちの権利を守り、生きる力（自尊感情）を育みます。
- ③ 子どもたちのよき伴走者としてともに歩み、ともに成長します。
- ④ 子どもたちに望ましい家庭像をさし示し、虐待の連鎖を防ぎます。
- ⑤ 施設も社会の一員としてすべての子どもの子育ち、子育てを支えます。

藤崎台童園では、こうした理念に基づき、社会的養護を担う施設として、日常の養護を通じて子どもの心身の健康を促進し、子どもの育ちとその自立を支えるといった従来からの役割に加えて、家庭や地域の養育機能の低下や児童虐待の増加という状況を踏まえ、被虐待児などのスペシャルニーズへの対応や地域の子育て家庭の支援など“児童家庭支援”のための施設としての役割も果たすべく、令和4年度は次のような事業を実施していきたいと考えています。

(1) 子どもの権利擁護への取り組み

- 子どもの最善の利益を図り、その意見を尊重するといった観点から、「ご意見箱」を設置し、子どもの意向や意見を聴取して、児童処遇に反映させます。また、「ご意見箱」に投書された要望等については、苦情処理委員会に諮り、第三者委員の意見なども踏まえて、改善に努めます。
- 月1回、ホーム会[こども会議]を開催し、子どもが意見を表明できる場を設けます。
- 子どもが自分の気持ちを言葉にできるようサポートするなどアドボケート機能を果たします。
- 子どものプライバシーを保障します。
- 権利ノートを活用し、子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取り組みを実施します。

(2) 個別化と家庭的養護を推進するための取り組み

- 個別支援計画を立て、支援目標や支援方法などを明確にするるとともに、PDCAサイクルに基づく必要な見直しを行います。また、一人ひとりのニーズにあわせた対応を行います。
- ライフストーリーワークを実施します。また、思い出ボックスの整理などにより子ども自身が自分を見つめ、振り返る時間を設けます。
- 子どもと1対1になる時間を設け、子ども一人ひとりと向き合います。
- 子どもに対する受容的・支持的かかわりを心がけ、個々の子どもの気持ちを大切にします。

(3) 発達の保障と自立支援の取り組み

- 児童間の暴力やいじめ、非行の防止のための指導を行います。
- 基本的な生活習慣を身に付けさせるための生活指導を行います。習得できていない子どもには職員がサポートします。
- 将来自立した生活を営むために必要な知識やスキルを得ることができるようボランティア活動、習い事、地域行事への参加、外出体験などを通じて、様々な社会勉強を積ませます。
- 季節にあわせたホーム行事を計画し、余暇時間の有効活用を図ります。
- 良好な人間関係（他人との望ましい身体的距離感や精神的距離感）を形成するためのサポートを行います。
- 学習指導や学習塾への通塾により、毎日の学習の習慣づけと学習能力の向上を図ります。また、児童個々の適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう支援するとともに、自分の力で考え、調べ、必要なら尋ねるといった学習の仕方を学ばせます。
- テストや模試の後に一緒に振り返り、学習課題を明確にするるとともに、具体的な目標設定、学習方法、志望校選定などの支援を行います。
- お金の使い方の学習、小遣い銭の記帳などにより金銭感覚を養います。また、物品の整理整頓・管理の仕方や調理の方法を学ぶなど、家庭生活に必要な体験を積ませます。

- 良いこと・悪いことを自ら判断できるよう生活の中で伝えていくとともに、一般常識や社会のルールを学ばせます。
 - 絵本やタブレットなどの媒体を用いて、思いやりの心を育て、伸ばします。
- (4) 虐待や分離体験等による悪影響からの癒しや回復を目指した取り組み
- 心理療法担当職員を配置し、虐待や分離体験等によって心的外傷を負った児童に対し、遊戯療法やカウンセリングなどの心理療法を実施し、心的外傷の治療と児童の安心感の再形成など心のケアを行います。また、個別面接やマンツーマンの対応により大切にされる体験を積み重ねることで信頼感や自己肯定感（自尊心）を育みます。
 - 子どもが安心して過ごせる環境の整備、居場所づくりを行います。
 - 子どもが安心して話ができる子どもと職員との関係形成に努めます。
- (5) 家族との連携・協働の取り組み
- 児童の早期家庭復帰と虐待の再発防止に向け、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置して、保護者への養育相談や訪問指導などを行い、家庭の養育機能の回復支援や親子間の関係性の歪みの修復などを行います。また、こうした親子関係の再構築支援に当たっては、児童相談所等との密接な連携を図ります。
- (6) 地域における子育てを支援する取り組み
- 虐待の一つの背景として、核家族化や人と人との繋がり希薄化など子育てしづらい状況があることから、地域のすべての児童家庭を対象にショートステイやトワイライトステイなど地域における子育てを支援する取り組みを積極的に行います。
 - 家庭支援専門相談員を複数名配置して、地域支援・在宅支援の観点から、地域の要保護児童家庭や子育て家庭等に対する相談援助活動を行います。まずは、そうした家庭の掘り起こしのため、要保護児童対策地域協議会の一新校区版と言えるような組織づくりを目指し、校区社協、校区

自治会、校区民児協、小中学校・幼稚園・保育所、警察、校区青少協、医療機関などの校区内諸団体・機関のネットワーク化に取り組みます。また、活動に当たっては、施設内に（仮称）専門職連絡会議を設置し、里親支援専門相談員、心理療法担当職員との連携を図ります。

- 心理療法担当職員を増員し、施設入所児童に対する心理支援だけでなく、里親家庭や地域の子育て家庭等に対する巡回による心理支援にも取り組みます。また、その取り組みに当たっては、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員との連携を図ります。
- 里親支援専門相談員を増員し、地域組織を活用した里親の広報啓発、リクルート活動を行います。また、里親研修、レスパイトについては施設機能の活用を図ります。
- 心理療法担当職員を中心に施設内専門職が連携して、通所又は宿泊による親子支援プログラムの研究開発とその実施に努めます。

(7) 継続的支援に向けた取り組み

- 適性、能力などに応じて職業選択を行うことができるよう支援するとともに、自活に向けての準備講座（料理教室や先輩の講話など）や職業能力の向上に繋がる資格取得のための援助を行います。また、自立に失敗した児童、自立に困難が伴う児童に対しては、職業指導員を中心に卒園後もアフターケアを行います。
- 自立後の生活を見据え、金銭管理の支援を行うとともに、一人暮らし体験を行います。
- アルバイトなどの職業体験、巣立ちセミナーへの参加、奨学金等の社会資源の紹介などにより、就職・進学の進路支援を行います。

(8) 施設の小規模化・地域分散化に向けた取り組み

- 既に全てのホームの小規模化は達成しており、今後はホームの地域分散化を進める観点から、地域小規模児童養護施設「さざんか」・同「つばき」に加え、三つ目の地域小規模児童養護施設の整備に取り組みます。今年度は、住宅会社が一新校区内に新築の地域小規模児童養護施設を建

設し、それを法人が来年3月から20年の長期賃貸借契約により借り受ける形で話が進んでおり、令和5年4月からの開設を予定しています。

(9) その他の取り組み

- 次代を担う福祉職員の養成に資するため、福祉系大学、福祉系専門学校等の施設実習を積極的に受け入れます。
- 校区社協と連携したふれあい弁当の実施、ボランティアの積極的受け入れ、サマーフェスティバル in 童園やクリスマス会などの地域交流行事の開催、ホールや会議室の提供などにより地域に開かれた施設とします。また、学校や地域行事への参加と協力を通じて、施設と学校、施設と地域との距離を縮め、相互の理解に努めます。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育を推進するとともにチャレンジメニューの機会を増やして、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。
- 施設の総合的な防災対策を強化し、非常時において子どもたちの命が危険に晒されないようにします。また、大規模災害時には地域の防災避難拠点として地域住民の安心・安全に協力します。
- ひやりはっと報告に基づきリスク情報を職員全体で共有します。そうすることで事故が起こる前の危険を予め察知し、事故となる要因を取り除いて、子どもたちの園内外での安全を確保します。
- 老朽化した施設設備の整備・修繕を行い、快適な生活環境の確保と事故防止に努めます。
- 清掃活動など地域行事への参加と協力、地域から求められる役割を積極的に担うことを通して、地域に根差した生活に努めます。

[月別指導計画]

月	指導計画	指導目標
4	新しい生活に慣れる 整理整頓 配膳	・仲良く思いやりをもって、お互いの立場を認め合う ・身の整理をしよう ・正しい配膳の仕方を学ぶ
5	公衆道徳 交通安全 楽しい食事	・皆のものをたいせつに。 ・交通規則を理解し、ルールを守る。 ・皆揃って楽しい食事
6	規律 衛生 食の衛生	・時間を守る ・衣類や寝具等の清潔 ・手洗いを丁寧にしよう
7	自然に親しむ 体験学習 バランス良い食事	・野外活動を楽しむ ・刃物の取扱を学ぶ ・好き嫌いをしない
8	夏休みを有意義に 事故に注意 ごみの減量	・いろんな体験に挑戦しよう ・行事の計画は十分に ・ごみを減らす工夫をする
9	地域に目を向ける 睡眠を十分に 献立に留意	・地域行事への参加 ・スポーツの練習は真剣に ・料理や材料の名前を覚える
10	本に親しむ 早寝早起き 咀嚼と健康	・興味のある本を読んでみよう ・夜更かしをしない ・ゆっくりよくかんで
11	責任を果たす 気温に注意 夜食に注意	・自分の役割をみつめよう ・寒暖に合わせた衣類の調整 ・夜食をとり過ぎない
12	安全な生活 火災に注意 食物を大切に	・部屋の換気に気をつける ・火の取り扱いに注意 ・粗末にしない
1	家族とのつながり 風邪に注意 行事食を学ぶ	・親族との交流を図ろう ・手洗いうがいの励行 ・マナーを身につける
2	忍耐力を培う 入浴のマナー 素材を生かす	・戸外で元気に遊ぶ ・丁寧に洗おう ・素材を味わおう
3	反省 心身の成長 食への感謝	・一年間を振り返り、次年度に生かす ・情緒の安定を図り希望につなぐ ・感謝の心を育てる

令和4年度行事予定表

月	暦	児 童	職 員
4	昭和の日	お花見 入学式・入園式・始業式 家庭訪問 ダルマの会球技大会	事務担当者会総会 心理部会総会 相談援助部会総会 看護師連絡会
5	憲法記念日 みどりの日 こどもの日 児童福祉週間	こどもの日外食 楠清掃 中学校体育大会、小学校運動会	職員健康診断 熊本県養護協議会施設長会議 給食担当者会総会 ケアワーカー部会総会・研修会 法人理事会
6	夏至	サマーフェスティバル in 童園 料理教室	法人定時評議員会 九州児童養護施設職員研究大会 事務担当者会研修会 相談援助部会定例会 看護師連絡会 球技大会打合せ会議
7	海の日	熊本県児童福祉施設球技大会 終業式、夏休み	熊本県養護協議会施設長会議
8	山の日 旧盆	九州地区児童福祉施設球技大会 海水浴 盆帰省、家庭生活体験事業 さよなら夏休みゲーム大会	看護師連絡会
9	立秋 敬老の日 秋分の日	始業式 総合防災訓練 暁幼稚園運動会	秋季スポーツ大会打合せ会議 西日本養護施設職員セミナー 法人理事会
10	体育の日	秋季スポーツ大会 野外活動	給食担当者会秋季研修会 ケアワーカー部会研修会 心理部会研修会 新任職員現任訓練 相談援助部会研修会
11	文化の日 勤労感謝の日	料理教室 楠清掃	事務担当者会研修会 心理部会研修会

月	暦	児 童	職 員
12	師走 冬至	年末慰問 餅つき 童園クリスマス会 終業式 正月帰省、家庭生活体験事業	全国児童養護施設長研究協議会 熊本県養護協議会施設長会議 相談援助部会定例会
1	元旦 成人の日	初詣 始業式 私立高校入試	熊本県養護協議会運営委員会 法人理事会 心理部会研修会
2	節分 立春 建国記念日 天皇誕生日	節分（恵方巻） 公立高校入試 味噌づくり体験	職員健康診断 福祉サービス苦情解決研修会 ケアワーカー部会総会・研修会 事務担当者会総会・研修会 給食担当者部会研修会 相談援助部会定時総会・定例会
3	雛祭り 春分の日	雛祭り 公立高校入試 卒園祝い 卒業式・卒園式・終業式 新任式・退任式	法人理事会・評議員会 熊本県養護協議会施設長会議 ケアワーカー部会役員会・代表者会

(その他)

- 避難訓練（毎月）
- ホーム長会・全体会
- 誕生日外食
- 職員会議（毎月）
- 施設運営開始（毎月）
- 専門職連絡会議（毎月）
- ホームリーダー会議（毎月）
- 各種委員会
- 行政・社協・施設親善スポーツ大会
- ジョブサポーター会議（4半期に1～2回）
- 買い物（随時）
- 部活動練習・試合
- 授業参観・保護者会
- 心理カウンセリング
- 卒園生新年会
- ふれあい弁当（毎月）
- チャレンジクッキング（月2回）
- 苦情処理委員会（年2回）